

金属アーク溶接に従事する労働者について 特殊健康診断が義務付けられます

金属アーク溶接作業で発生する「溶接ヒューム」が、新たに特定化学物質障害予防規則（特化則）の特定化学物質（管理第2類物質）となりました。

主な有害性

発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 **ヒトに対する発がん性**
その他：溶接ヒュームに含まれる塩基性酸化マンガン **神経機能障害、呼吸器系障害**

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です（特化則第39条～第42条）。

- 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後 **6月以内ごとに1回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）**。
- 上記健康診断の結果、**他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）**。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

1次健診

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ 溶接ヒュームによる呼吸器、精神・神経症状の既往歴の有無の検査
- ④ 呼吸器、精神・神経症状の有無の検査
- ⑤ 握力の測定

2次健診

- ① 作業条件の調査
- ② 呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等
- ③ パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査
- ④ **医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定**

※上記とは別に「**じん肺健康診断**」（じん肺法第7～9条の2）を行うことも必要ですのでご注意下さい。

大阪労働衛生総合センターのマンガン検査の案内

大阪労働衛生総合センターでは、血中および尿中マンガン検査を行っています。

	血中マンガン	尿中マンガン
採取容器	真空採血管 (EDTA入り)	スピッツ (ポリエチレン製など)
検体量	0.1 mL	2 mL
採取時期	随時	作業終了時
検体の保管条件	冷蔵保管 (2週間)	冷蔵保管 (2週間)
基準値	DFG BAR* 15 µg/L	—

*DFG (Deutsche Forschungsgemeinschaft, ドイツ) BAR (biologischer Arbeitsstoff-Referenzwert, バックグラウンド値, 非曝露集団における95%上限値)

- 血中マンガンの検査をおすすめします。尿中マンガンには利用できる基準値がありません。
- 当センターでは、血中マンガンの基準値として15 µg/Lを適用しております。15 µg/L以上の場合、職業的にマンガンの曝露を受けた可能性が高いと判断されます。

当センターでは、上記以外の生体・非生体試料中の有害化学物質およびその他特殊な化学物質の分析・測定も実施しております！！

詳細は下記URLまたはQRコードから。



分析測定サービスHP : <https://www.jisha.or.jp/oohsc/bunseki.html>

お問い合わせ先 :

中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター 労働衛生検査室

TEL : 06-6448-3788 FAX : 06-6448-2263